

## 質問回答

平成 26 年 7 月 4 日

「(案件名) マラウイ国鉱業分野能力向上プロジェクト」

( 公示日:平成 26 年 6 月 25 日 / 公示番号:140453 ) について、以下のとおり回答いたします。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	<p>業務指示書 P3 【第 5 プロポーザルに記載されるべき事項】 3.業務従事予定者の経験、能力等 (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等 【業務主任者(総括/鉱山開発)】 (業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)も同様の項目)</p>	<p>業務管理グループを提案し、副業務主任者を配置する場合には、副業務主任者の担当業務も「鉱山開発」でなければならないということでしょうか。 副業務主任者の担当は「鉱山開発」に限定されるのか、それとも業務従事者の担当分野の「地化学」を担当してもよいのでしょうか。</p>	<p>副業務主任者は、他の評価対象分野もしくは評価対象外の分野を兼務することが可能です。その場合、総括と同じ「鉱山開発」である必要はありません。ただし、「鉱山開発」として類似業務経験等は評価されます。 業務管理グループ制度については、以下の Website をご確認ください。 <a href="http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/group_manage.html">http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/group_manage.html</a></p>
2	<p>【第 2 業務の目的・内容に関する事項】 P4 6.2 地下学調査 6.2.5 プロジェクトに必要な機材の検討及び調達 携帯型 XRF 分析器</p>	<p>携帯型 XRF 分析器の選定を行なっています。 輸出貿易管理令規制対象貨物に該当しないことは、メーカーの確認が取れましたが、マラウイ国側の法規制まではわからないとのこと。 マラウイ国側に輸入を制限する法令等はないのでしょうか。</p>	<p>マラウイ国内の法規制については情報がありません。 法規制の有無については、現地調査時に確認することになります。</p>

以上